

令和 7 年度安曇野市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時：令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 1 時 30 分

場 所：安曇野市役所 3 階 会議室 301

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 羽田野賢二、

教育委員 川北久美、教育委員 金子孝

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 上條貴芳、学校給食課長 竹内章、

生涯学習課長 財津達弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴 学校教育課教育指導室長 山口隆志、

学校教育課教育総務係長 高橋満、文化課文化財保護係長 堀久士

傍聴者：報道機関 2 名

傍聴人 2 名

◎開 会

教育部長 お疲れさまでございます。教育部長の洞です。定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和 7 年 5 月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 5 月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

コロナ禍を経て諸行事が復活している中、夏の猛暑による熱中症の心配から運動会を春に行う学校が多くなってきています。市内でも、先週末に 3 つの小学校で運動会が行われ、川北委員と私が代表して参加させていただきました。午前中開催、万国旗は張らないというようなことは既に当たり前になりましたが、多様な子どもたちへの配慮から、駆けっこの合図をホイッスルにしたり、順位をつけなかったりする学年もありました。また、1 年生が玉入れの準備から片づけまで全て自分たちで行った姿に、主体性やたくましさを感じる場面もありました。一方、従来型の男女別の選抜リレーをやった学校では、1 年生から 6 年生までの

それぞれの代表選手が堂々とした力強い走りを見せ、会場を盛り上げ、一体感を感じる場面もありました。どの学校も児童が主役でありました。これから学校訪問が始まりますが、各校が課題にどのように立ち向かっているかを学び、さらなる前進を一緒に考えてまいりたいと思います。

では、本日もよろしくお願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第2号から第4号及び第6号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第5号から第7号、第9号及び報告第9号、以上9件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案4件、報告事項5件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございました。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第5号から第7号、第9号、報告第2号から第4号、第6号及び第9号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号から第4号、第8号、報告第1号、第5号、第7

号及び第8号を公開とし、以後、会議を非公開として、残りの議案を扱います。

なお、議案第8号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

◎議案第1号

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長 それぞれ個別の案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、議案第1号について、学校教育課長から説明をいたします。

学校教育課長 「安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 ごございませんでしょうか。

それでは、議案第1号 安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号は承認いただきました。

◎議案第2号

教育長 次に、議案第2号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第2号 安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱の一部改正については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。議案第2号は承認いただきました。

◎議案第3号

教育長 次に、議案第3号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市学校運営協議会に係る新たな委員の任命について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第3号 安曇野市学校運営協議会に係る新たな委員の任命については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。議案第3号は承認いただきました。

◎議案第4号

教育長 次に、議案第4号について議題とします。

説明をお願いします。

文化財保護係長 文化課長の三澤ですが、本日不在ですので、代わって文化財保護係の堀が説明させていただきます。よろしくお願いします。

「安曇野市文化財保存活用地域計画案及びパブリックコメントの実施について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

遠藤委員 今日、新聞にもちょっと触れたことが出ていましたけれども、私も事前に頂いたこの厚い資料をざっと見させていただいて、今まであった安曇野市のこういう文化財関係のいろいろな資料を基に、今お話があったように、多くの会議を経て今日に至っているかと思えますけれども、もう本当にこの資料、市の文化財を本当に網羅していて、非常に貴重な資料

だなと思いました。この資料自体も市の財産と言ってもいいぐらいの豊富な資料だと思って感心しました。ありがとうございます。

ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、二つほど質問させていただきたいのですけれども、事前に配られた資料の中の1枚目の右側の指定文化財件数一覧の下のところ、指定文化財197件というふうに書いてあるんですけれども、こっちのほうの資料で見ると、198件と載っているんじゃないかなと思います。こっちの32ページですか、32ページの真ん中の国選定文化財、安曇野平の御船祭りが平成29年に198で入っていますので、198かなというのが一つ。

それと、あと、まだ指定されていない未指定の文化財も、数でいうと2万5,000というもののすごい莫大な数があるようなんですけれども、これらのものも、全てなんていうことは絶対無理だと思いますけれども、指定される文化財も、資料を見ますと、令和に入っては二つぐらいしか新たに指定になっていないわけなんですけれども、こういう未指定の中からも、今後もしろいろな厳しい基準とかそういうものもあるかと思いますが、可能性としてはこういう指定に繰上げという言い方は変かもしれませんが、指定になっていく可能性も当然あるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

文化財保護係長 一番最初の質問です。ご意見ありがとうございます。

すみません、資料が膨大になっておりまして、細かい字でまた申し訳ございませんが、32ページの国選択文化財、198と振ってあるんですが、この前の素案の30ページの下に米印が書いてあるんですが、全部で委員のおっしゃるとおり198件なんです、実は、その中の安曇平の御船祭りというのは、県と市の文化財にも指定されて重複されているものがありますので、すみません、それは重複はカウントしないということで、197ということで統一させていただいております。

二つ目のご質問ですけれども、先ほどのご指摘のとおり、今まで指定文化財、または登録文化財になっていないものについては、今後の先ほどの50の措置、挙げてあるのが、これから登録等をしていくために文化財の価値の把握や調査をしていくというのも、一つの措置、やっていくべきこととして挙げておりますので、委員のご推察のとおり認識のとおりでございます。

遠藤委員 ありがとうございます。

197の説明、さすがだなと思いました。以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

金子委員 私も見させていただいて、本当に素晴らしい資料だなというふうに思っております。

見ていて知らないことのほうが多いくらいなものなのですけれども、こういったものを、いわゆる市の皆さんに知っていただくということが、ものすごく大切なのかなというふうに思っています。私も興味があっているところの研究会等、出たりしてはいるんですけれども、そういう市民の団体とかでこれらの研究をしていらっしゃる団体の皆様にも、ちょっとまた声をおかけして、なるべく市民の方に広めていただいて、見ていただくというふうなことも大切なことではないかなとも思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 では、ご意見ということで。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第4号 安曇野市文化財保存活用地域計画案及びパブリックコメントの実施については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号は承認いただきました。

◎議案第8号

教育長 次に、議案第8号について議題とします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

文化財保護係長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

子ども家庭支援課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

羽田野委員 内容とかではないのですが、ちょっとお聞きしたいことがあります。中信地区の中学校体育大会の関係なんです、大会要項が2024年度となっているというのが一点です。それから、あと、大会役員の一覧表ですけれども、多分この役員は前の方達かなと。なにか理由があつて。

学校教育課長 中体連のほうからですけれども、要項につきましては、現在、これをいただく段階では、まだ今年度分について策定ができていないというところで、昨年のものであるということで提出いただいて、基本的には細かい部分には変わりはないということです。ただ、役

員の中は、当然のことながら、人事異動であつたりとかで動く部分もございますが、役職名等については、その部分を充てるという形で解釈しておりますので、読み替えるというような形になろうかと思えますけれども、そういった判断で対応させていただきたいというふうに考えております。

羽田野委員 ありがとうございます。

川北委員 72ページのTrio Fidelisの後援申請を不可とするということですが、内容としてよく理解できました。今回そのような形になったわけですが、申請のあった後援や共催を不可とした上で教育委員会に諮るのはなぜですか。

学校教育課長 教育部ということで、代表して私のほうから回答させていただきます。

基本的に、申請のあったものについては、受け付ける形を取らせていただきます。相手方のほうからどうしてもこの内容でということであれば、その段階で、当然、事務局としては判断つかないという形になるものですから、教育委員会の場に出してお諮りした上で、最終的な決定をさせていただくという事情がどうしても出てくるものですから、今回も不可ではございますが、ご覧いただいた上での判断を教育委員の皆様にお諮りいただきたいということで出させていただいているものでございますので、お願いしたいと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課の共催1件、後援1件、生涯学習課の共催3件、文化課の共催2件、後援2件のうち1件、子ども家庭支援課の後援2件については、所管課の意見のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第8号は承認いただきました。

◎報告第1号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号について説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野赤十字病院臨床研修管理委員会委員（外部委員）への就任について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 それでは、報告第1号 安曇野赤十字病院臨床研修管理委員会委員（外部委員）への就任については、了承ということでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。報告第1号は了承いただきました。

◎報告第5号

教育長 次に、報告第5号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「刑法等改正に伴う関連例規の改正について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 それでは、報告第5号 刑法等改正に伴う関連例規の改正については、了承ということでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。報告第5号は了承いただきました。

◎報告第7号

教育長 次に、報告第7号について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

文化財保護係長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課 7 件、生涯学習課 2 件、文化課 6 件、子ども家庭支援課 9 件の後援については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第 7 号は了承いただきました。

◎報告第 8 号

教育長 次に、報告第 8 号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

文化財保護係長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第 8 号 各課の報告については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第 8 号は了承いただきました。

では、ここで会議時間が 1 時間を経過いたしましたので、換気等のため暫時休憩といたします。

(以後、非公開)

◎議案第 5 号 安曇野市明科学習館条例の一部改正について

◎議案第 6 号 安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について

◎議案第 7 号 安曇野市立認定こども園条例の一部改正について

◎議案第 9 号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項に

係る書面の取り交わしについて

◎報告第2号 安曇野市コミュニティスクール事業に係る委員の委嘱等について

◎報告第3号 安曇野市中心身障害児就学相談委員会に係る補欠委員の委嘱等について

◎報告第4号 安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会の委員の人事異動に伴う選任について

◎報告第6号 安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱等について

◎報告第9号 教育長報告

(以下、公開)

◎その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 長時間にわたりまして慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和7年5月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。